

それいゆ

いなぎの女性情報誌

vol.16
2003



内 容

- 女と男のフォーラム
いなぎ2004報告など
- DV防止法改正
- いなぎの女^{ひと}など

東京ヴェルディ1969の妹分「日テレ・ベレーザ」から5人の選手が「なでしこジャパン」（女子サッカー日本代表）としてアテネオリンピックに出場し、ベスト8進出をはたしました。



写真：「日テレ・ベレーザ Lリーグ公式戦」
(7月25日総合グラウンドにて)

稲 城 市

女と男のフォーラム

いなぎ2004報告

このフォーラムは、毎年、市民公募による実行委員の企画運営で行っています。

(3月7日城山文化センターにて)

基調講演要旨

「女らしさ・男らしさ・自分らしさとは? ~多様な生き方を認めよう~」

瀬地山 せぢやま 角 かく 東京大学大学院総合文化研究科助教授

私の家族は日本人が2人、韓国人が2人、アメリカ人が1人の3人家族です。日本人と韓国人の間からアメリカで子どもが生まれたことにより、アメリカの病院の受付で、多国籍だと話をしたら典型的なアメリカ人だと言われ感動しました。

アメリカでは2人で育児休業を取っているような状態でした。その中で基本的に育児に関して男にできないことは何もないと思いました。夜中の授乳は私の仕事でした。

《ジェンダーについて、性別からの自由》

私たちが「男だから」「女だから」と考えている大半は生物学的に決まっていることではなくて、むしろ社会的に人々がそういうふうに思い込んでいることに過ぎません。ならば人と人が相談してもっと別の方法を考えることができるのではないのでしょうか。

社会的・文化的性差であるジェンダーという言葉を獲得したことにより性別から自由になることが一つのポイントです。

人間の多様性を押し込めるには、男と女という二つの箱は余りにも少ない。個人差は性差を越える。そうである以上、社会的・文化的な性差を強調することで「男らしさ」「女らしさ」に押し込めるのは、やはりおかしいと思います。

そういう議論をするとジェンダーバックラッシュといわれる議論が出てくるが、男らしくありたい人が男らしくやるのは別に否定をしない。それはその人の自由ですが逆に言うと男らしさや女らしさを選択する自由が与えられていなければならぬ。性からの自由であることが、男女平等とは別に非常に重要な意味をもっています。



《少子高齢社会・高齢者について》

高齢社会が来ないと言う方法があります。高齢社会の定義を変えてしまうのです。65歳以上の方を高齢者と呼んでいますが、仮に70歳以上を高齢者と呼ぶとすると高齢者の数は減ります。これは恐ろしい政策で60歳代後半は年金を出さないと言っていることで「60歳代現役生」というシステムです。実際上の政策レベルでは年金を出さないというのは不可能ですが、60歳代を基本的に現役と考えてその戦力を活用し、支える側に回ってもらうという政策を取らざるを得ない状況といえます。

長野県は長寿県ですが、高齢者1人当たりの医療費が全国最低です。その謎は高齢者の就業率が全国で一番高いという事実にあります。(ピンピンコロリ)

《少子高齢社会・専業主婦の優遇政策について》

現在の専業主婦層に対しては、国の制度で三重、四重に保護が与えられています。この制度は高度経済成長期型のセットであり、時代から乗り遅れています。専業主婦という生き方を選ぶのはかまわれないが、それを制度の標準に置いて二重三重の保護をする政策では高齢社会を乗り切れない。専業主婦の選択が悪いのではなく、それを選択した人にも今までの保護ではなく、それなりの負担を

いただくような政策転換をしていかなければならない時代なのです。

なぜ優遇、保護が続けられないか

- ① 主婦になったら、得だよという形の働く意欲をそぐような政策となっています。みんなで支えていかなければならない社会なのに、支えられる側になったら得という政策は基本におかしい。
- ② 離婚率の上昇により、専業主婦層だけを保護しても、実質的には離婚後の母子家庭の生活水準の問題が出てきてあまり意味がありません。
- ③ お年寄りの世話を全部主婦が看るといふのであれば主婦の優遇の合理性もあろうが、介護保険制度の導入によりその合理性は失われました。
- ④ 専業主婦の家庭は高い階層に集中している。夫の年収が上がると妻の有業率は減っていく。専業主婦は今の日本社会ではある種の贅沢財であるから豊かな主婦層に向けてわざわざ優遇する必要はありません。

ゆえに労働供給をゆがめる。離婚率の増加。介護保険制度と矛盾する。主婦層の階層が高い。により優遇政策はおかしい。専業主婦層は大都市部に集中していて地方都市部では比較的共働き層が多い。

《高納税高福祉社会の実現のために》

高齢社会になると働く人が減るので、働く人を増やさなければいけない。だから高齢者と主婦がターゲットになるという話です。そして税金の高い社会を作らなければいけない。日本の消費税率は低いので15%ぐらいが妥当だと思います。ヨーロッパに15%以下の消費税の社会はありません。

日本国の会計は会社で言えば倒産です。所得税は払う人たちが少なくなっているから、なるべく所得税のみに頼らず広く薄く課税をしなければならないとすると、これはもう消費税しかありません。日本の選挙民の一番の非合理的なところは、低所得者層が増税政策に反対すること。税率の高い社会というのが、低所得者にとって有利な社会で、税率の低い社会こそ裕福な人に有利な社会で、社会科の基本みたいな話なのにそういうのが理解されていないのです。

アメリカで保育所に1人入れると日本円で月に20万円ぐらいかかります。このことは、税金が安い代わりに保育所に20万円払う社会を作りたいのか、税金が高い代わりに保育所には3万円・5万円ですでに入れる社会を作りたいのかそのどちらかだと思います。

《企業に求められるもの》

女性の就職難という問題があります。

女性なんて採用しても子どもが生まれたら辞めるだろう、辞めなくても育児休業や子育てで早退するかもしれません。こんなことを考える保守的な経営者がたくさんいます。だから結局女性がなかなか就職できない。不景気で優秀な男性がいくらでも雇用できるときに、何でそんな女性をわざわざ雇わなければいけないのでしょうか。でも同じ賃金を出したら絶対女性のほうが優秀な人をとることができます。

例えば林業者が2人いて片方は伐採をしては植林し、もう一方は植林を一切しないで伐採をするだけだとします。植林しない業者は片方が植林している間も伐採しつづけていますから単価が安くなります。こうしていると植林する業者は経営が圧迫され倒産し、植林しない業者に倒産した業者の森が渡ってしまい全国の森がはげ山になって大水害に見舞われてしまいます。

つまり企業にとっては植林をしない業者の方が短期的に有利です。同じ賃金を出して10時、11時までこき使えるほうが便利です。ですから企業は短期的な合理性から男子労働力ばかり買います。つまり子育てのコストを企業は負担していないわけです。結局最終的には子育てが全体としてできない社会ができあがります。それが少子化です。

だからこそ企業の側が女性を雇っても、男性を雇っても植林のコストはついてまわるものだという認識させるようなシステムづくりが必要です。男性だろうと女性だろうと後ろには子どもと要介護老人がいる。そんな夜10時、11時まで毎日働いていること自体がおかしい、そこを変えていかなければ。

《みんなで働き、みんなで納める》

おとうちゃんが妻子などを乗せて走る一頭立て馬車の態勢は高度成長期には機能しました。今の予測では賃金は下がり始めるからこれからは

家計のリスクを考えると女性が働くというのはポイントとなります。男女平等という話を抜きにしても重要です。そうやってみんなで働いていく社会を作るそれが少子高齢社会の中での戦略です。

仕事と家庭の両立というのは、女性に対していう言葉じゃなく男性に対していう言葉です。働いている女性はたいがいの方が仕事と家庭の両立をしています。男性の側こそ仕事と家庭の両立を真剣に考えなければならないのです。

《男性差別について》

ドリンク剤のコマーシャルはちょっと恐ろしいのが多すぎます。働きすぎなのにがんばってと飲まされる。妻子を養うということのプレッシャーがどれだけ男性に対して大きな重荷になっているか。自殺者が5年連続で3万人を超えました。交通事故は7,704人で自殺は深刻な問題です。3万人の自殺者のうち実に7割が男性で最近増えているのが40代と50代で、そのうち8割が男性です。実は自殺は隠れた男性問題なのです。

《男女共同参画における世界の中での日本の立場》

政府は男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題としています。日本は平均寿命とか識字率とかもろもろのデータは世界でトップクラスであるがGEM(ジェンダー・エンパワーメント・メジャー)という国会議員や管理職などに占める女性の比率を数値化したものは、2003年で世界で44番目で先進国ではダントツの最下位。つまり女性の能力だけ活用されていないのです。こういった問題が女性だけの問題ではなくて男性にも関係した問題なのだとすることを政府の側が認識するようになりました。

《まとめ》

今日の流れをもう一度整理すると、性から自由に生きられる、それがジェンダーという概念が持っていた破壊力だった。それからもうひとつ少子高齢化の問題を考えるときには、高齢者と主婦の就労の問題は決して軽視できなくなるだろうということ。それは重要なことだけれども女性の問題ではなくて、むしろ植林をしない労働者である男性の問題、仕事と家庭の両立というのは男性の問題なんだということを申し上げた。だから男性の側も肩の荷を降ろすということをしっかり考えなければいけない。

最後に提案があります。夫の産休を早く制度化したい。忌引は労働基準法にはないが、慣習として認められています。親の死と子どもの誕生の回数は似たような回数だから、せめて子の誕生から産休とそれに有給休暇をからませれば、土日を含めるとある程度のまとまった休みができます(厚生労働省は5日を推進するらしい)。私程度の人間にとって家族の誕生や死というのは人生の大事事件だったような気がします。子どもは親の死ぬのに比べたらはるかに予定どおりに生まれてきますから、そういう意味でもやりやすいはずですよ。

必要なのは企業が女性を雇おうが男性を雇おうが、後ろには植林する作業(子育て・介護)が控えているということをしきりと認識するような仕組みづくりが必要なのだと申し上げて終わります。ありがとうございました。

※このフォーラムの報告書は、ご希望の方に差し上げたいです。詳しくは企画部協働推進課までお問合せください。

女と男のフォーラムいなぎ2004 プログラム

- 1:30 開会
開会あいさつ 女と男のフォーラムいなぎ2004実行委員長 寺澤 伸子
稲 城 市 長 石川 良一
- 1:40 ひとつことメッセージ紹介 女と男のフォーラムいなぎ2004実行委員会
- 2:00 基調講演 講師 瀬地山 角 氏(せちやま かく)
テーマ「女らしさ・男らしさ・自分らしさとは?~多様な生き方を認めよう~」
【質 疑 応 答】
- 4:00 交流会 ……実習室にて
- 4:30 閉会

ひとつことメッセージ展:3月1日~5日 市役所1階ロビー
3月7日~22日 城山文化センター2階

パートナーからの暴力(DV)について考えてみませんか？

【DV防止法改正】

長い間、夫婦の間や親密な男女の間の暴力(DV)は、「夫婦げんかは犬も食わない」などと家庭の中の問題として片付けられがちでした。しかし、暴力は被害者に恐怖や不安を与え、その尊厳を傷つけます。また、その子どもにも重大な影響を与えます。見過ごすことの出来ない、社会にとっての深刻な問題であることが明らかになってきたことから、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」がつけられました。

DV防止法のあらまし

この法律は、配偶者からの暴力を対象とし、被害者の安全確保とDV防止のための法的なしくみを定めています。

★相談 都道府県に、被害者の相談・カウンセリング・一時保護・情報提供などの支援を行う「配偶者暴力相談支援センター」の設置を義務付けました。

★保護命令 申し立ては地方裁判所に行います。(退去命令と接近禁止命令があります)

<退去命令>

加害者が家からでていかなければならない命令です。

<接近禁止命令>

身近につきまわったり、住居や勤務先の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

DV防止法の主な改正点について(16年12月)

「配偶者からの暴力」の定義の拡大

身体的暴力のみから精神的暴力・性的暴力も対象となります。(保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力のみを対象としています。)

また、対象が配偶者のみでしたが、離婚後に元配偶者から引き続き受ける暴力・言動もふくまれます。

●元配偶者も対象になりました。再度の申立て手続が改善されます。

●住居からの退去に加え、当該住居の付近のはいかにも禁止できるようになります。2月間に拡大されます。再度の申立てができるようになります。

●被害者の子も対象となります。

●市町村は、配偶者暴力相談支援センターの業務を実施することができます。

●配偶者暴力相談支援センターは自立支援及び調整機能の業務が明確化がされます。

相談はこちらへ

悩みがあれば・・・ひとりでは解決できないこともあります、相談してみてください

◇いなぎ女性の悩み相談

042-378-2111

電話相談または面談相談

第1・3水曜日10時～16時

(前日までに予約してください)

この女性の悩み相談は、暴力に関する相談の他、生き方についてや人間関係、仕事に関することなど女性全般の悩みについてお受けいたします。(男性も可)

専門の相談員が親身に相談いたします。

◇配偶者暴力相談支援センター

☆ 東京ウィメンズプラザ

03-5467-2455

(9時～21時年末年始を除く毎日)

☆ 東京都女性相談センター立川出張所

042-522-4232

(月～金9時～16時 祝日年末年始を除く)

◇警視庁総合相談センター

03-3501-0110

(月～金8:30～17:15 祝日年末年始を除く)

【緊急の場合は下記へ(年間通じて24時間体制)】

警察(事件発生時)110番

東京都女性相談センター03-5261-3911

いなぎ

の

女

いちほしなな
一星奈那さん

今回は、稲城市消防本部の一星奈那さんにお話を伺います。

一星さんは、稲城市消防本部では、はじめての女性の消防士として昨年度に採用されました。去年一年間は消防学校で訓練を受けて、今は、稲城消防署で働いています。消防士になるまでの話などをおききました。

●消防士になろうとしたきっかけは何ですか？

私が幼稚園のときに友だちと家のそばの粗大ゴミ置き場で遊んでいたら、間違っって薬品をかぶって頭や顔に火傷をしてしまいました。そして救急車で運ばれました。搬送途中にその救急車が渋滞で動かなくなってしまい、途中から救急隊の方が私を抱きかかえて病院まで運んでくださいました。今思うと信じられないような話ですが、とても印象に残ったできごとでした。

その後、私が高校生のときに、祖母の具合が悪くなり救急車で運ばれることがありました、その救急隊の方が女性で、その時に女性でも救急隊員になれるんだということを知り、消防士に



なるということの具体的なきっかけとなりました。

●今、担当されている仕事の内容は？

私は警防課警防係に所属しています。(火災や救急がないときは)火災の原因を調べたり、火災の被害額を出したりしています。その他には、消火栓の設置や管理などを行っています。3ヶ月かけて市内の全ての消火栓や防火水槽の場所を調査してきました。

●消防署や消防士のイメージは、実際になる前と今とは、変わったことがありますか？

思っていたより事務の仕事が多いなぁと思いました。

それといつも消防署内は(出勤に備えて)ずっと緊張してキリキリしているのかと思っていました。でも普段はそうではなく緊急時とのメリハリがあるなぁと思いました。私ははじめのうち勤務中ずっと緊張していたんですけど、それだと身がもたないのがわかりました。〈笑〉



●稲城市初めての女性消防士ということになりますが、女性でよかったことや困ったことなどありますか？

名前を覚えてもらえるのがうれしいです。私は腕力が弱いので、腕立て伏せなどをしてトレーニングをしています。ちょっと筋肉がついてきました〈笑〉。(救急でかけつけた市民のみなさんに)安心感を与えられたらうれしいです。

●市外にお住まいだそうです。消防士として見ると稲城市はどうですか？

今まではおいしい梨の産地ということぐらいしか稲城市について知りませんでした。消防士としては、消防団の存在の大きさを感ずます。私は、地元で女性の消防団に入っていたのですが、それと比べても消防署と消防団の繋がりが強いと思います。市民のみなさん自ら地元を守っていくというのは素晴らしいことだと思います。

●これからの夢はありますか？

救急隊員になって救急車に乗って、病気やけがの人を助けたいと思います。そして(夢が叶っても)続けていきたいと思っています。

●最後に消防士になりたいという人へメッセージをお願いします。

やりがいのある仕事なので、やりたいと思う気持ちを大切にしてほしいです。公務員の(採用試験の)勉強は大変だったけど、今は実際に現場に出たりして働くことができているので楽しいです。

当市では、今年も女性の消防士が採用されました。

全国では、15万余の消防職員のうち1,180人の女性が活躍されているそうです(1998年自治省調べ)

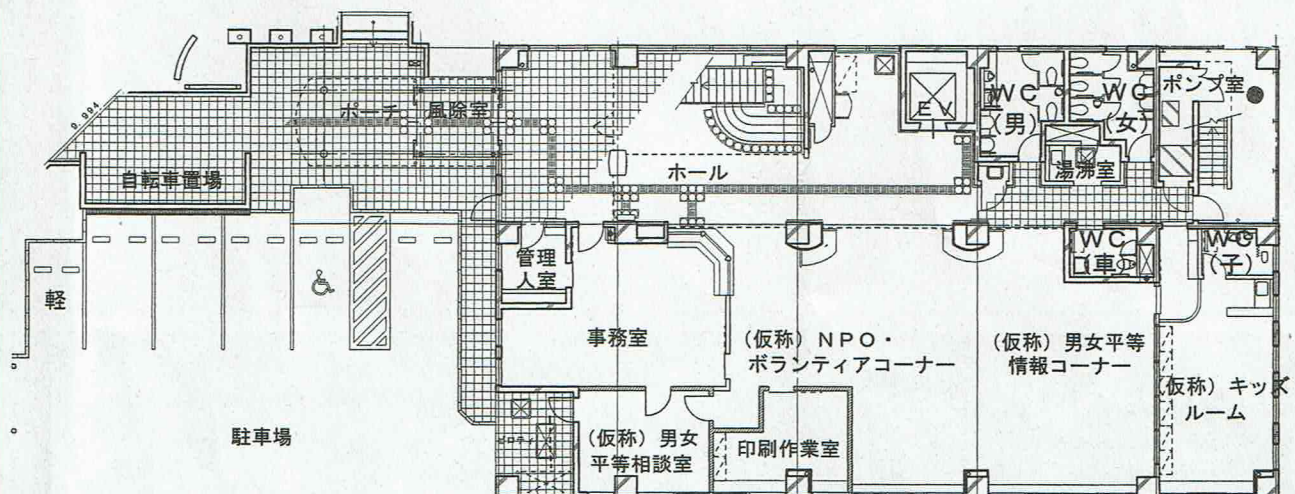
一星さん、ありがとうございました。

(仮称)男女平等推進センター 来春オープン！

男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設である『(仮称)男女平等推進センター』が平成17年春、現在建設中の『(仮称)産業・ボランティアセンター』内に誕生します。

この建物は、市役所東側徒歩2分にあり、1階に(仮称)男女平等推進センターと(仮称)NPO・ボランティアセンター、2階に商工会、3階にシルバー人材センター等、4階に大会議室などで構成する施設です。

(仮称)男女平等推進センターには、相談室・情報コーナーがあり、キッズルームや印刷作業室などの共用スペースがあります。詳細については広報等でお知らせします。



(仮称)産業・ボランティアセンター1階部分

おすすめビデオ

男女共同参画への関心と理解を深めるための学習用ビデオです。
グループや個人への貸し出しをしています。
ご希望の方は、企画部協働推進課まで。

「cheer up! あなたを応援します ～いつでもどこでも誰でもチャレンジ～」【2004年制作40分】

企画：内閣府男女共同参画局

内容 様々な分野での女性のチャレンジの紹介・メッセージ

- 再就職にチャレンジして起業した人
- 子育ての経験を活かして起業、NPO活動にチャレンジした人
- 農村で起業にチャレンジしたグループ
- 応援メッセージ



「ドメスティック・バイオレンス2 ～より良い援助のために～」【2003年制作30分】

企画：東京ウィメンズプラザ

内容

- 被害者を支援するネットワーク
- DV被害者への対応
- 援助者自身のケア
- より良い援助のために



それいゆ Vol.16

平成16年10月8日発行

編集発行／稲城市企画部協働推進課女性青少年係
稲城市東長沼2111
電話042-378-2111

誌名の『それいゆ』は、雑誌「青鞥」の創刊の辞として有名な「元祖、女性は太陽であった」の太陽の意味です。やさしい響きのフランス語をひらがなに置き換えました。市民からの公募で命名された愛称です。